

平成3年から 新しい戸籍は 正しい字で

戸籍は、個人を登録、公証する公文書として重要なものですから、正しい文字で記載する必要があります。

しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものがあり、そのため、官八番の窓口等でトラブルを生じる場合もあります。

そこで、来年1月1日以後は従来の戸籍に誤字、俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合には、正しい字を用いることとなります。

○新しい戸籍には正しい字で記載します

①従来の戸籍に氏名が誤字、俗字で記載されている方について、

次のような場合には、新しい戸籍に正しい字で記載します。

・婚姻、転籍などによって新しく戸籍を作る場合

・養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合

・戸籍を再製する場合など

②誤字・俗字を正しい字で記載する場合には、届け出のときあるいは戸籍に記載した後その旨をお知らせします。

③俗字のうち「高」など、一部の字については、従来通り使用します。

○申し出によって正しい字に訂正することもできます

現在の戸籍については、そのままでは正しい字には直りませんが、申し出によって、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

○申し出によって難しい字体を易しい字体に直すことができます

戸籍に記載されている氏名が旧字体で記載されているため、不便を感じている方は、申し出により、その字体に対応する新字体(通用字体)に直すことができます。

【民生課】

同和教育シリーズ

部落はいつ、だれが、何のために

つくったのでしょつか⑫

一七七八年(安永七年)、徳川幕府は全国に身分統制令を出しました。これは身分制度が崩れはじめ、民衆の中では高い身分だった農・漁民が実質は一番低くなり、農・漁民の反抗が大きくなってきたからです。

その後も幕府や藩の政策が行き詰まったり、年貢や夫役を重くするときは、民衆の生活を規制する法令を出しましたが、その前に必ず被差別部落の人びとに対する締めつけの法令が出されました。

土佐藩でも、一七七八年から被差別部落にかかわる「触」がたびたび出されていますが、一八〇五年(文化二年)には「被差別部落の人を差別しなければ罰する」という記録が残っています。

この記録からも分かるように「差別」はもともとあったのではなく、支配者である武士が民衆を分断し、うまく支配するために差別させたのです。

さらに農・漁民の生活が苦しくなると、被差別部落の人たちに対する締めつけは、一層厳しくなり、危険で住み心地の悪い土地に「強制移住」させられ、仕事も制限されるようになりました。

幕府や藩は、被差別部落の人たちを、当時の主要な産業だった農・漁業から締め出し、一方では罪人の逮捕や刑罰の執行、百姓一揆の鎮圧といった奉行所の手先の仕事を強制しました。

しかし、松山藩の「触」に見られるように、町方打廻りや目明しのように、奉行所などの役職に就いている者には、羽織着用やわき差しを差すことを許すなど、百姓よりも上位の社会的地位を与えたところもありました。

このような幕府や藩の差別政策に対して、被差別部落の人びとは、常におとなく従っていたわけではありません。部落の人びとの抵抗で、幕藩体制を揺

るがせた闘いに「浪染一揆」があります。

一八五五年「安政二年」、岡山藩は凶作に見舞われ、年貢に苦しむ農民たちに、儉約を押し付ける「触」を出しましたが、その翌年には被差別部落の人たちに特別の「触」が言い渡されました。それは「着物の色は、浪染か、あい染の他は許さない。柄物・紋付きは着ることを禁ずる」というひどいものでした。着物で、すぐに身分が分かるだけにその怒りは大変なものでした。

岡山藩五十三カ村の被差別部落の人たちは、藩の弾圧や分裂工作を跳ねのけて団結し、何回も奇合を開き、ついに命がけの「強訴」を決意しました。一八五六年八月十三日、十五歳から六十歳までの男子三千人が白装束に身を包み、藩の軍勢をものともせず「強訴」を整然と決行し、「触」を撤回させました。

この「強訴」で、指導者十二人が捕らえられ、六人がろう死する犠牲者を出しましたが、全国の被差別部落の人たちは「浪染一揆」の勝利を伝え聞いて解放への明るい希望と勇気を持ちました。